

No.15 多発している足場 - 墜落・転落の死亡災害事例（2021年）

2021年発生月	発生時	死亡災害事例	業種 (小) コード	起因物 (小) コード	事故の型 コード	労働者規模
10	14～16	介護老人保健施設1階の軒天井を改修するために設けられた足場の高さ1.87メートルの作業床上もしくは、足場の昇降設備上から、コンクリート地面に被災者が墜落したものの。その後、被災者は、脳挫傷により死亡した。なお、災害発生直前における被災者の作業状況等を見ていた者はいなかった。	30202	411	1	1～9
10	10～12	木造2階建て住宅の屋根及び外壁の塗装工事現場において、被災者は屋根塗装作業中、高さ約3.7メートルの足場外側に墜落し、死亡したものの。	30209	411	1	1～9
9	8～10	マンションの外壁修繕工事現場において、当該足場の7層目（高さ約12.6m）にて足場部材の解体作業を行っていた被災者が、何らかの原因で墜落したものの。	30209	411	1	1～9
8	14～16	現場代理人が、ブルーシートの設置のため、被災者及び一次下請の労働者に対して骨材タンクの屋上に登るように指示を行い、現場代理人を含む3名が、足場、架設通路を利用し骨材タンクの屋上に登ることになった。現場代理人が足場から屋上に移動し、被災者も続いて屋上に移動しようとしたところ、足場と躯体の間にあった開口部（縦87cm、横56cm）から、約1.1m下の地面まで墜落し死亡した。	30309	411	1	1～9
	14	外部枠組足場の組立作業を2スパン×3層分をブロックとして地上で組立てラフタークレーンで吊上げる大組工法により行っていたときに、ブロックとブロック間の布板だけとなっていた1スパンの布板上				1

7	7	16	で、ブロックに載せて一緒に吊上げた控え単管パイプを取り出そうとした被災者が、単管パイプとともに2階型枠スラブ上まで約5.7m墜落した。被災者は直後より入院治療を行っていたが、数か月後に容態が急変し死亡した。	30201	411	1	～	9	
7	7	12	被災者は、浄水場内に設置された高速凝集沈殿装置の補修工事（支柱の腐食箇所補強）を行うため、設置した足場上にて作業を行っていた。足場上に立っていた被災者へ同僚が声をかけたところ反応がなく、突然膝から崩れ、当該足場から約8m下の沈殿槽底部へ墜落し死亡したものの。	30209	411	1	～	29	
7	7	12	14	4階建てマンション屋根の庇の交換等の自社直営工事で、南面に足場（幅約11m×最上層高さ約15mの一侧足場）を組立中、足場部材の中間受け渡しを担当する被災者は、高さ約2.8mの1層目単管抱き足場から、高さ約4.8mの2層目単管ブラケット足場によじ登る途中で、バランスを崩して墜落した。第2・3頸椎骨折、頸髄損傷、意識不明で入院中に死亡した。	30201	411	1	～	9
6	6	10	12	現場責任者で足場の組立て等作業主任者である被災者が、工事で使用したくさび緊結式足場の最上層（3層目）部分の解体作業を行っていたところ、足場の作業床から約7メートル下の地面に墜落した。	30209	411	1	～	29
6	6	8	10	住宅の屋根及び外壁塗装工事現場で、地面に倒れている被災者が発見されたもの。被災者は一人で外壁の塗装作業に従事しており、ブラケット側足場の3層目から墜落したと思われる。足場には手すりが設置されていたが中さんはなく、また、被災者は保護帽及び墜落制止用器具を使用していなかった。	30209	411	1	～	9
5	5	12	14	被災者は、高さ1.9メートルの足場上で、木造平屋建の建物の壁の下地となる間柱を取付ける作業を行っていたところ、土間に墜落したものの。保護帽、安全帯は着用していなかった。	30202	411	1	～	9
				被災者は足場上で足場の解体作業を行っていた。被災時に解体していたのは足場本体から張り出したブラケット部に設置された足場板で、					

5	12 ～ 14	被災者は番線固定された足場板を取り外すため番線を切断した。その後、被災者は立ち位置を変えたが、足を置いた場所は自身が直前に番線を切断した足場板の端であったため、何ら固定されていない足場板は天秤状態となり、被災者は9 m下まで墜落し死亡した。墜落時保護帽、墜落制止用器具装備。	30302	411	1	1 ～ 9
5	10 ～ 12	体育館アリーナ内に設けられた棚足場において、天井部分の建築部材等の解体及び廃材の搬出作業を行っていたところ、被災者は棚足場の床に開けてあった開口部（廃材を地上に投げ落とすために床付き布枠2枚を取り外してできた開口部）から約13 m下のコンクリート地盤に墜落し、死亡した。	30201	411	1	30 ～ 49
4	10 ～ 12	ガスホルダーを解体するためクライマー（移動昇降式足場）を設置するに当たり、ガスホルダーの歩廊の一部をガス溶断する必要があり、被災者はクライマーのデッキ上（地上26.5 m）で歩廊撤去に伴う火気養生作業を行っていたところ、デッキの手すりのない箇所から、地上15.2 mの第一歩廊上に墜落した。療養していたが、入院先の病院で死亡した。	30209	411	1	10 ～ 29

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SIB_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to https://www.jisha.or.jp/international/topics/202210_38.html